

第106号議案

神戸市農業共済条例の一部を改正する等の条例の件
神戸市農業共済条例の一部を改正する等の条例をここに制定する。

令和元年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市農業共済条例の一部を改正する等の条例
(農業共済条例の一部改正)

第1条 神戸市農業共済条例(平成30年10月条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号を次のように改める。

(3) 家畜共済割

ア 死亡廃用共済 共済金額×2.6/1,000

イ 疾病傷害共済 共済金額×20/1,000

(農業共済条例の廃止)

第2条 神戸市農業共済条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和2年3月1日から施行する。

(農業共済事業基金条例の廃止)

2 神戸市農業共済事業基金条例(昭和43年3月条例第54号)は、廃止する。

(権利及び義務の承継)

3 この条例の施行の時に現に本市がこの条例に関して有する権利及び義務は、兵庫県農業共済組合に承継させるものとする。

(経過措置)

4 この条例による改正後の第1条の規定は、家畜共済割により賦課する賦課金(以下この項において「賦課金」という。)であって、共済掛金期間が令和2年4月1日以後であるものについて適用し、同日前までの期間に係る賦課金については、なお従前の例による。

(特別会計設置条例の一部改正)

5 神戸市特別会計設置条例(昭和39年3月条例第121号)の一部を次のように改正する。

本則の表神戸市農業共済事業費の項を削る。

(特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正前の神戸市特別会計設置条例に基づく神戸市農業共済事業費に係る特別会計の令和元年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

理 由

神戸市農業共済制度を廃止する等に当たり、条例を改正する等の必要があるため。

(参考 1)

神戸市農業共済条例 ぬきがき

(____は, 改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(事務費の賦課)

第5条 略

2(1), (2) 略

(3) 家畜共済割

乳牛（乳牛の胎児（法施行規則第47条に規定する生育の程度に達したものをいう。）を含む。） 共済金額×10/1,000

肉用牛（肉用牛の胎児（法施行規則第47条に規定する生育の程度に達したものをいう。）を含む。）、馬又は種豚 共済金額×8/1,000

(4) 略

(3) 家畜共済割

ア 死亡廃用共済 共済金額×2.6/1,000

イ 疾病傷害共済 共済金額×20/1,000

(参考 2)

神戸市立特別会計設置条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、同表の右欄に掲げる目的のため設置する。

略	略
神戸市農業共済事業費	農業共済事業
略	略

_____	_____
